

仲裁法制に関する中間とりまとめ

【本資料について】

- 1 本資料は、司法制度改革推進本部事務局に設けられた仲裁検討会におけるこれまでの検討状況を踏まえ、仲裁法制の検討事項全般について中間的にとりまとめたものである。
- 2 本資料は、今後具体的な立案作業を行う前提として、仲裁制度の枠組みや手続に関し、その実質的内容や方向性について、考えられる案等を示し、各方面の意見をうかがうことを主眼とするものである。したがって、文章は、必ずしも法文としての体裁を整えたものとはなっておらず、また、その表現に生硬なものがある点に留意されたい。
- 3 本資料の検討に当たっては、仲裁法制に関する中間とりまとめの補足説明を併せて参照されたい。

【 凡 例 】

モデル法：UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration

(UNCITRAL 国際商事仲裁模範法)

新仲裁法：今後制定することを予定する仲裁法の便宜上の呼称

ドイツ法：ドイツ仲裁法(ドイツ民事訴訟法典第10編仲裁手続)

韓国法：韓国仲裁法

英国法：1996年英国仲裁法

ニューヨーク条約：1958年外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約

公催仲裁法：公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律

なお、モデル法の訳は、解説国際取引法令集(1994年 三省堂)による。

また、ドイツ法は、春日偉知郎教授(筑波大)の訳(JCA ジャーナル第46巻第7号及び第8号)による。

【 目 次 】

第 1 編 モデル法に規定が設けられている事項

第 1 総則的事項について

- 〔 1 〕 新仲裁法の適用範囲について（モデル法第 1 条関係） 5
- 〔 2 〕 仲裁手続等に関する通知の在り方について（モデル法第 3 条関係） 6
- 〔 3 〕 異議権の喪失について（モデル法第 4 条関係） 6

第 2 仲裁契約に関する事項について

- 〔 1 〕 仲裁契約の意義（定義）について（モデル法第 7 条第 1 項，第 1 条第 5 項関係） 7
- 〔 2 〕 仲裁契約の方式について（モデル法第 7 条第 2 項関係） 8
- 〔 3 〕 仲裁契約の分離可能性について（モデル法第 1 6 条第 1 項関係） 9
- 〔 4 〕 仲裁契約の効力その 1（妨訴抗弁）について（モデル法第 8 条関係） .. 9
- 〔 5 〕 仲裁契約の効力その 2（裁判所に対する保全処分の申立て）について（モデル法第 9 条関係） 10

第 3 仲裁人及び仲裁廷について

- 〔 1 〕 仲裁人の数について（モデル法第 1 0 条関係） 10
- 〔 2 〕 仲裁人の資格について（モデル法第 1 1 条第 1 項関係） 10
- 〔 3 〕 仲裁人の選定手続について（モデル法第 1 1 条第 2 項から第 5 項まで関係） 11
- 〔 4 〕 仲裁人の忌避について（モデル法第 1 2 条，第 1 3 条関係） 12
- 〔 5 〕 仲裁人の地位（権限）の喪失について（モデル法第 1 4 条，第 1 5 条関係） 13
- 〔 6 〕 補充仲裁人の選定について（モデル法第 1 5 条関係） 14

第 4 仲裁廷の権限について

- 〔 1 〕 仲裁事件を審理し，判断する権限の有無について仲裁廷自らが判断する権能について（モデル法第 1 6 条関係） 14
- 〔 2 〕 仲裁廷による暫定的措置について（モデル法第 1 7 条関係） 16

第 5 仲裁手続について

- 〔 1 〕 仲裁手続における当事者の平等及び主張立証の機会の保障について（モデル法第 1 8 条関係） 17

〔 2 〕 仲裁手続の準則の決定について（モデル法第 1 9 条関係）	17
〔 3 〕 仲裁地の決定等について（モデル法第 2 0 条関係）	17
〔 4 〕 仲裁手続の開始時期及び時効中断について（モデル法第 2 1 条関係）	18
〔 5 〕 仲裁手続の言語について（モデル法第 2 2 条関係）	19
〔 6 〕 申立て（statement of claim）及び答弁（statement of defence）に ついて（モデル法第 2 3 条関係）	20
〔 7 〕 仲裁手続の進め方について（モデル法第 2 4 条関係）	20
〔 8 〕 当事者が申立てや答弁を明らかにしない場合等への対応について（モ デル法第 2 5 条関係）	21
〔 9 〕 仲裁廷の職権による鑑定について（モデル法第 2 6 条関係）	22
〔 10 〕 裁判所の証拠調べの援助について（モデル法第 2 7 条関係）	23
第 6 仲裁判断及び仲裁手続の終了について	
〔 1 〕 仲裁判断のよるべき準則について（モデル法第 2 8 条関係）	25
〔 2 〕 複数の仲裁人で構成される仲裁廷の意思決定（評決）の在り方につい て（モデル法第 2 9 条関係）	26
〔 3 〕 仲裁手続中に成立した和解の取扱いについて（モデル法第 3 0 条関 係）	27
〔 4 〕 仲裁判断書の方式及び内容について（モデル法第 3 1 条関係）	27
〔 5 〕 仲裁手続の終了等について（モデル法第 3 2 条関係）	28
〔 6 〕 仲裁判断の訂正（更正）及び解釈（補足説明）並びに追加的仲裁判断 について（モデル法第 3 3 条関係）	29
第 7 仲裁判断の取消しの裁判について	
〔 1 〕 仲裁判断の取消しの裁判の方式について（モデル法第 3 4 条第 1 項， 第 6 条関係）	30
〔 2 〕 仲裁判断の取消原因について（モデル法第 3 4 条第 2 項関係）	30
〔 3 〕 仲裁判断取消しの裁判の申立期間について（モデル法第 3 4 条第 3 項 関係）	32
〔 4 〕 仲裁判断の取消しの裁判の申立てを受けた裁判所のとり得る措置につ いて（モデル法第 3 4 条第 4 項関係）	32
第 8 仲裁判断の承認及び執行について（モデル法第 3 5 条，第 3 6 条関係）	33

第2編 モデル法に規定のない事項

第1 仲裁人及び仲裁廷関係

〔1〕仲裁人の責務等について..... 35

第2 仲裁判断及び仲裁手続の終了関係

〔1〕仲裁廷又は仲裁人による和解の試みについて..... 35

〔2〕仲裁判断の効力について..... 35

第3 準拠法関係..... 36

第4 その他

〔1〕裁判所の管轄について..... 37

〔2〕多数当事者仲裁について..... 39

〔3〕仲裁人等の守秘義務について..... 42

〔4〕消費者保護に関する特則について..... 42

〔5〕仲裁費用及び仲裁人の報酬について..... 44

〔6〕仲裁手続に関する罰則規定について..... 46

〔7〕その他..... 46

第1編 モデル法に規定が設けられている事項

第1 総則的事項について

〔1〕新仲裁法の適用範囲について（モデル法第1条関係）

1（対象となる仲裁の種類について）

新仲裁法においては，外国仲裁及び内国仲裁並びに民事仲裁及び商事仲裁について統一的に規律し，必要に応じて各仲裁の性質，内容等に関する特則を設けるものとするかどうか。

2（新仲裁法の地域的・場所的適用範囲について）

新仲裁法の規定は，原則として，仲裁地が日本国内にある仲裁についてのみ適用するものとするかどうか。

（注）例外として，仲裁地が未定である場合にも適用される規定，仲裁地のいかなを問わず適用される規定などの有無については，なお検討する。

（参考）モデル法第1条〔適用範囲〕*1

「(1) この法律は，この国と多国間で有効な取極に反しない限り，国際商事*2仲裁に適用する。

(2) この法律の規定は，第8条，第9条，第35条及び第36条を除き，仲裁地がこの国の領域内にあるときにのみ適用する。

(3) 仲裁は次の場合に国際的とする。

(a) 仲裁合意の当事者が，その合意時に異なる国に営業所を有する場合，又は，

(b) 次の場所の一つが，当事者が営業所を有する国の外にある場合，

(i) 仲裁合意で定められているか，仲裁合意によって定まる仲裁地

(ii) 商事関係の義務の実質的な部分が履行されるべき地，もしくは紛争の対象事項と最も密接に関連を有する地，又は，

(c) 当事者が，仲裁合意の対象事項が2国以上に關係する旨明示的に合意した場合，

(4) 本条3項の適用上，

(a) 当事者が2以上の営業所を有するときは，営業所とは仲裁合意と最も密接な関連を有する営業所をいう。

(b) 当事者が営業所を有しないときは，常居所による。

（(5)略）」

*1 各条項の表題はもっぱら参考のためであって，解釈のために用いられるべきではない。

*2 『商事』という語は，商事的性格のすべての関係から生じる事項を含むように広く解釈しなければならず，契約から生じるか否かを問わない。商事的性格の關係は次の諸取引を含むが，これに限られない。物品又は役務の供給又は交換のための商取引，販売契約，商事代理，ファクタリング，リーシング，工場建設，コンサルテ

ィング、エンジニアリング、ライセンスィング、投資、金融、銀行業務、保険、開発契約又はコンセッション、合併事業その他の形態の産業協力又は業務協力、航空機、船舶、鉄道又は道路による物品又は旅客の運送。」

〔 2 〕 仲裁手続等に関する通知の在り方について（モデル法第 3 条関係）

書面による通知（裁判所の手続におけるものを除く。以下、この枠内において同じ。）について、次のとおりとすることはどうか。

- 1 当事者は、合意により書面による通知の方法及びその効力が生ずる時期を定めることができるものとする。
- 2 1 の合意がない場合において、例えば、通知の相手方の営業所、住居所等が不明であり、相当の調査をしてもなおそれが判明しないときは、最後に知られていた営業所、住居所等に宛てて、書留郵便又は配達を試みたことの記録を残せる他の方法で通知すべき文書を発送したときにあっては、相手方が通知すべき文書を受領したものとみなすものとする。

（注）通知の相手方の営業所、住居所等は判明しているが、通知すべき文書の配達を試みた際に、通知の相手方が不在であった場合又はその受領を拒絶した場合の取扱いについては、なお検討する。

（参考）モデル法第 3 条〔書面による通知の受領〕

「(1) 当事者が別段の合意をしていない限り、

(a) 書面による通知は、それが名宛人自らに配達されるか、その営業所、常居所又は郵便受取場所に配達されたならば、受領されたものとみなす。もしもこれらのいずれもが、妥当な調査をした後にも明らかにならなければ、書面による通知は、それが書留書状、又は配達をこころみたことの記録を残せる他の方法で、名宛人の最後に知られていた営業所、常居所又は郵便受取場所に送られたならば、受領されたものとみなす。

(b) 通知は、配達された日に受領されたものとみなす。

(2) 本条の規定は、裁判所手続における通知には適用しない。」

〔 3 〕 異議権の喪失について（モデル法第 4 条関係）

仲裁手続に関し、新仲裁法の任意規定又は仲裁契約上の合意に違反する事由がある場合において、当事者がこれを知りながら遅滞なく異議を述べないで仲裁手続を進めたときは、その当事者は、前記の違反について異議を述べる権利を失うものとするとはどうか。

（参考）モデル法第 4 条〔責問権の放棄〕

「この法律の規定のうち当事者がその規定と異なる合意をすることができる規定又は仲裁合意上の取極が遵守されていないことを知りながら、不当な遅延なく、又は期限が定められているときはその期限内に、かかる不遵守に対して異議を述べないで仲裁手続を進める当事者は、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。」

(注) モデル法第5条は、裁判所の仲裁手続に対する介入の範囲に関し、モデル法で定める場合を除き、介入してはならない旨定める規定である。このような規定を設けるかどうかについては、なお検討する。

(参考) モデル法第5条〔裁判所の介入範囲〕

「この法律の定める事項に関しては、裁判所はこの法律に定める場合を除き、介入してはならない。」

第2 仲裁契約に関する事項について

〔1〕 仲裁契約の意義（定義）について（モデル法第7条第1項，第1条第5項関係）

1（紛争の仲裁適格について）

仲裁の対象となる紛争の要件（紛争の仲裁適格）について、どのように考えるか。

(A案) 仲裁契約は、処分可能性又は和解可能性が認められる権利又は義務に関する紛争について締結することができるものとする。

(B案) 新仲裁法には、仲裁適格に関する一般的規定を設けないこととする（他の法律が個別事項について仲裁適格に関する規定を置くときは、その効力を認めるものとする。）

2（仲裁契約の意義について）

仲裁契約は、契約に基づくものであると否とを問わず、一定の法律関係について既に生じ、又は生じる可能性のあるあらゆる紛争若しくはある種類の紛争であって、1の要件を満たすものを仲裁に付する旨の当事者の合意をいうものとするかどうか。

(参考) モデル法第7条〔定義及び仲裁合意の方式〕

「(1) 「仲裁合意」とは、契約に基づくか否かを問わず、一定の法律関係につき、当事

者間で既に生じたか又は生じうべき、すべての又はある種の紛争を仲裁に付託する旨の当事者の合意をいう。仲裁合意は、契約中の仲裁条項又は別個の合意のいずれのかたちによってもすることができる。」

同法第1条第5項〔適用範囲〕

「(5) この法律は、この国の他の法律であって、一定の紛争を仲裁に付すことを禁じ、又はこの法律の規定以外の規定によって仲裁に付すことを認める法律に影響しない。」

〔2〕仲裁契約の方式について（モデル法第7条第2項関係）

1（仲裁契約の書面性について）

仲裁契約は、書面によってしなければならないものとするかどうか。

2（書面性の意義、書面要件を満たす媒体等の範囲について）

(1) 次のような媒体等は、仲裁契約における書面要件を満たすものとするかどうか。

ア 両当事者の署名した文書、当事者間で交換された文書

イ 電子的、光学的若しくはこれらと類似する方法で作成され、送受信される等した情報であり、合意の記録となり、又は後の参照に供することのできるもの（例えば、テレックス、電報、ファクシミリ、電子データ交換（EDI）、電子メールなど）

ウ 仲裁申立書及び答弁書（第5〔6〕参照）が交換され、それらの書面において、一方当事者が仲裁契約の存在を主張し、他方当事者がこれを否認していない場合

(2) 仲裁条項を含む文書が引用される場合について、どのように考えるか。

（A案）当事者間の取引等の契約において、仲裁条項を含む文書を引用している場合には、その契約が書面でされ、かつ、その引用が当該仲裁条項を当該取引等の契約の一部とする趣旨のものである場合には、書面による仲裁契約があるものとする。

（B案）当事者間の取引等の契約又は独立の仲裁契約において、仲裁条項を含む文書を引用している場合には、その引用が当該仲裁条項を当該取引等の契約又は独立の仲裁契約の一部とする趣旨のものである

限り，当該取引等の契約又は独立の仲裁契約が口頭若しくは意思の実現たる行為により，又はその他の書面以外の手段で締結された場合であっても，書面による仲裁契約があるものとする。

(参考) モデル法第7条〔定義及び仲裁合意の方式〕

「(2) 仲裁合意は，書面によらなければならない。合意は，それが両当事者の署名した文書，交換された書状，テレックス，電報その他隔地者通信手段で合意の記録となるもの，又は交換された申立書及び答弁書であって，そのなかで一方の当事者が合意の存在を主張し，他の当事者によって否認されていないものに含まれているときは，書面によるものとされる。契約における仲裁条項を含む文書への言及は，その契約が書面でなされ，かつその言及がその条項を契約の一部とするようなものである限り，仲裁合意となる。」

〔3〕 仲裁契約の分離可能性について（モデル法第16条第1項関係）

当事者間の取引等の契約に関して生ずる紛争を対象とする仲裁契約は，当該取引等の契約とは独立しており，当該取引等の契約が無効であり，又は取り消された場合にも，当然には仲裁契約の効力は失われないものとするかどうか。

(参考) モデル法第16条〔仲裁廷の管轄に関する決定権限〕

「(1) 仲裁廷は，仲裁合意の存在又は効力に関する異議を含む自己の管轄に関して決定する権限を有する。この場合，契約の一部を構成する仲裁条項は，契約の他の条項から独立した合意として扱われる。契約を無効とする仲裁廷の決定は，法律上当然に仲裁条項を無効とするものではない。」

〔4〕 仲裁契約の効力その1（妨訴抗弁）について（モデル法第8条関係）

1（妨訴抗弁として仲裁契約の存在を主張することができる時期について）

仲裁契約が存することを妨訴抗弁として主張することができる期間の終期に関し，被告は，訴訟の口頭弁論等において，留保なく本案について答弁したときは，妨訴抗弁として仲裁契約の存在を主張することができなくなるものとするかどうか。

2（妨訴抗弁の効果について）

仲裁契約の存することが認められるときは，裁判所は，訴えを却下するものとするかどうか。

3（仲裁廷の手續続行権について）

仲裁契約の対象である事項について訴えが提起され、係属している間においても、仲裁廷は、当該事項について仲裁手続を開始し、又は続行し、仲裁判断をすることができるものとするかどうか。

(参考) モデル法第 8 条〔仲裁合意と裁判所における実体的権利の主張〕

- 「(1) 仲裁合意の対象である事項について訴の提起を受けた裁判所は、当事者の一方が本案に関する自己の最初の陳述より前にその旨申し立てたならば、仲裁に付託すべき旨を当事者に命じなければならない。但し、裁判所が、合意が無効であるか、効果を生じえないか、履行が不可能であると認める場合にはこの限りでない。
- (2) 本条 1 項にいう訴が提起された場合、争いが裁判所に係属している間も、それにかかわらず〔仲裁廷は〕仲裁手続を開始又は続行し、判断をくだすことができる。」

〔 5 〕 仲裁契約の効力その 2 (裁判所に対する保全処分の申立て) について (モデル法第 9 条関係)

仲裁契約がある場合においても、当事者は、仲裁手続の開始前又は仲裁手続中に、裁判所に対し、民事保全法 (平成元年法律第 9 1 号) の民事保全手続に関する申立て等を行うことができるものとするかどうか。

(参考) モデル法第 9 条〔仲裁合意と裁判所による暫定措置〕

- 「当事者が仲裁手続の前又は手続中に暫定保全措置を申し立てること、及び裁判所がかかる措置を認めることは、仲裁合意に抵触しない。」

第 3 仲裁人及び仲裁廷について

〔 1 〕 仲裁人の数について (モデル法第 1 0 条関係)

仲裁人の数は、当事者が合意により定めることができるものとし、そのような合意がない場合の標準的人数を 3 人とするかどうか。

(参考) モデル法第 1 0 条〔仲裁人の数〕

- 「(1) 当事者は、自由に仲裁人の数を定めることができる。
- (2) かかる定めのないとき、仲裁人は 3 名とする。」

〔 2 〕 仲裁人の資格について (モデル法第 1 1 条第 1 項関係)

1 (仲裁人の資格について)

仲裁人は、自然人でなければならないものとするが、その余の資格制限

は設けないものとするかどうか。

2 (法人その他の団体が仲裁人として指定された場合について)

仲裁契約において法人その他の団体が仲裁人として指定された場合について、どのように考えるか。

(A案) 仲裁契約が無効か否かについては、解釈に委ね、格別の規定を設けないものとする。

(B案) 仲裁契約自体が無効になることを回避するため、法人その他の団体に仲裁人選定権限を付与したものとみなす旨の規定を設けるものとする。

(参考) モデル法第11条〔仲裁人の選定〕

「(1) 当事者が別段の合意をしていない限り、何人も、その国籍のゆえに仲裁人として行為することを妨げられない。」

〔3〕 仲裁人の選定手続について (モデル法第11条第2項から第5項まで関係)

1 (当事者の選定手続決定権について)

当事者は、合意により仲裁人の選定手続を定めることができるものとするかどうか。

2 (当事者間に合意がない場合の標準的な選定手続その他について)

当事者の仲裁人選定手続についての合意がない場合の標準的な選定手続、当事者の合意した選定手続の下では所要の数の仲裁人の選定に至らない場合の処理等について、モデル法第11条第3項、第4項及び第5項にならった規定を設けるものとするかどうか。

(参考) モデル法第11条〔仲裁人の選定〕

「(2) 当事者は、本条4項および5項の規定に反しない限り、単独又は複数の仲裁人選定手続を、自由に合意して定めることができる。

(3) かかる合意のないとき

(a) 3名の仲裁人による仲裁においては、各当事者が1名の仲裁人を選定し、そのようにして選定された2名の仲裁人が第三仲裁人を選定する。一方の当事者が他の当事者から仲裁人選定の請求を受領した後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき、又は選定された2名の仲裁人が選定後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき、その選定は、当事者の申立により、第6条に定める裁判所その他の機関が行う。

(b) 単独仲裁人による仲裁において、当事者が仲裁人に合意できないときは、一方の当事者の申立により、第6条に定める裁判所その他の機関が仲裁人を選定する。

(4) 当事者の合意した選定手続において、

- (a) 一方の当事者が、かかる選定手続のもとで必要とされる行為をしないとき、
 - (b) 両当事者又は2名の仲裁人が、かかる選定手続のもとで期待されている合意に達することができないとき、又は、
 - (c) 機関を含む第三者が、かかる選定手続のもとで委ねられている任務を行わないときには、
- いずれの当事者も、第6条に定める裁判所その他の機関に必要な措置をとるよう申し立てることができる。但し、選定手続に関する合意が、選定確保のための他の方法を定めている場合はこの限りでない。
- (5) 本条3項又は4項により、第6条に定める裁判所その他の機関に委ねられている事項に関する決定に対して、上訴は提起できない。裁判所その他の機関は、仲裁人を選定するに当り、当事者の合意によって要求される資格及び独立不偏な仲裁人選定を確保しうるような諸事項に十分留意し、単独又は第三仲裁人の場合については、当事者の国籍以外の国籍を有する仲裁人を選定することが望ましいか否かについても考慮しなければならない。」

〔4〕仲裁人の忌避について（モデル法第12条，第13条関係）

1（忌避事由について）

仲裁人の忌避事由を次のとおりとすることはどうか。

- (1) 仲裁人が当事者間で合意した資格を有しないこと。
- (2) 仲裁人が不偏性又は独立性を欠くとの疑いを抱くに足りる相当な理由があることを示す事情があること。

2（忌避事由開示義務について）

仲裁人又は仲裁人候補者は、当事者に対し、仲裁人が不偏性又は独立性を欠くとの疑いを抱かせるに足りる相当な理由を示す事情をすべて遅滞なく開示しなければならないものとするかどうか。

3（忌避手続について）

仲裁人の忌避手続について、モデル法第13条にならった規定を設けるものとするかどうか。

（参考）モデル法第12条〔忌避事由〕

- 「(1) 仲裁人として選定されうることに関して交渉を受けた者は、自己の不偏独立について正当な疑いを生じさせうるようなあらゆる事情を開示しなければならない。仲裁人は、かかる事情を既に当事者に知らせていない限り、選定された後及び手続中、遅滞なくこれを当事者へ開示しなければならない。
- (2) 仲裁人は、その不偏または独立について正当な疑いを生じさせるような事情があるか、当事者の合意した資格を有しないときに限って忌避されうる。当事者は、自己が選定し又は選定に関与した仲裁人については、選定後に知った理由に基づいてのみ忌避することができる。」

同法第13条〔忌避手続〕

- 「(1) 当事者は、本条3項の規定に反しない限り、仲裁人の忌避手続を、自由に合意し

て定めることができる。

- (2) かかる合意のないときは、仲裁人を忌避しようとする当事者は、仲裁廷の構成を知った後又は第12条2項に定める事情を知った後15日以内に、忌避理由を記載した書面を仲裁廷に提出しなければならない。忌避を申し立てられた仲裁人が辞任するか他方の当事者が忌避に合意しない限り、仲裁廷は忌避の申立につき、決定しなければならない。
- (3) 当事者の合意した手続又は本2項に定める手続のもとで忌避が認められないときは、忌避を申し立てた当事者は、忌避申立を却下する決定の通知を受けた後30日以内に、第6条に定める裁判所その他の機関に、忌避につき決定するよう申し立てることができるが、その決定に対して上訴は提起できない。かかる申立が係属している間、忌避を申し立てられた仲裁人を含む仲裁廷は、仲裁手続を続行し、判断をくだすことができる。」

〔5〕仲裁人の地位（権限）の喪失について（モデル法第14条，第15条関係）

仲裁人がその地位（権限）を喪失する原因及び要件について、次のとおりとすることはどうか。

- 1 死亡
- 2 忌避（前記〔4〕参照）
- 3 辞任

法律上若しくは事実上その職務を行うことができなくなったこと又は仲裁人としての行為をすることを著しく遅滞したことを理由とする場合のほか、特段の理由を付することなく辞任することができるものとする。

4 当事者の合意による解任

仲裁人が法律上若しくは事実上その職務を行うことができなくなったこと又は仲裁人としての行為をすることを著しく遅滞したことを理由とする場合のほか、特段の理由を付することなく合意により仲裁人を解任することができるものとする。

5 裁判所の解任決定

裁判所は、仲裁人が法律上若しくは事実上その職務を行うことができなくなった事実又は仲裁人としての行為をすることを著しく遅滞した事実が認められる場合に、一方当事者の申立てにより、当該仲裁人の地位を喪失させる旨の決定（解任決定）をすることができるものとする。

なお、裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることはできないものとする。

(参考) モデル法第14条〔行為の懈怠又は不能〕

- 「(1) 仲裁人が法律上又は事実上その任務を行うことができなくなったか、その他の理由により不当な遅滞なく行為しないときは、仲裁人が辞任するか当事者が任務の終了を合意するならば、仲裁人の任務は終了する。これらの事由に関して争いがあるときは、いずれの当事者も、第6条に定める裁判所その他の機関に、任務の終了についての決定を申し立てることができ、その決定に対して上訴は提起できない。
- (2) 本条又は第13条2項のもとで仲裁人が辞任するか一方の当事者が仲裁人の任務の終了に同意したときは、それが本条又は第12条2項に定める事由の承認を意味すると解してはならない。」

同法第15条〔代替仲裁人の選定〕

「第13条又は第14条に基づくか、その他の理由による仲裁人の辞任、当事者の合意による解任、又はその他の理由により仲裁人の任務が終了した場合には、代替仲裁人が、交替せしめられる仲裁人の選定に適用された規則に従って選定されるものとする。」

〔6〕 補充仲裁人の選定について（モデル法第15条関係）

仲裁人が欠けた場合において、仲裁契約がなお消滅しないときは、前仲裁人の選定におけると同様の方法で新たな仲裁人を選定するものとするかどうか。

(参考) モデル法第15条〔代替仲裁人の選定〕(再掲)

「第13条又は第14条に基づくか、その他の理由による仲裁人の辞任、当事者の合意による解任、又はその他の理由により仲裁人の任務が終了した場合には、代替仲裁人が、交替せしめられる仲裁人の選定に適用された規則に従って選定されるものとする。」

第4 仲裁廷の権限について

〔1〕 仲裁事件を審理し、判断する権限の有無について仲裁廷自らが判断する権能について（モデル法第16条関係）

1（仲裁事件を審理し、判断する権限（以下「仲裁権限」という。）の有無について仲裁廷自らが判断する権能の有無について）

仲裁廷は、付託された紛争について仲裁権限の有無が問題となった場合には、自らその権限の有無及び仲裁契約の存否や効力に関する当事者の主張について判断する権能を有するものとするかどうか。

2（仲裁廷が仲裁権限を有しない等の主張の提出時期その他について）

当事者が仲裁廷の仲裁権限の有無や範囲を問題とする場合において、その主張の提出時期等を次のとおりとすることはどうか。

- (1) 仲裁廷が仲裁権限を有しないとの主張は、本案についての答弁がされる前にしなければならないものとする。
- (2) 仲裁廷が仲裁権限の範囲を超える事項について審理し、又は判断しようとしているとの主張は、その事由が生じた後速やかにしなければならないものとする。
- (3) 当事者が、(1)に定める時期を徒過して仲裁廷の仲裁権限の欠缺を主張し、又は(2)の定めを照らし時機に後れて仲裁廷の仲裁権限の踰越を主張した場合には、仲裁廷は、その遅延が正当な理由（やむを得ない理由）に基づくものと認められるときに限り、その主張を許すことができるものとする。

3（仲裁廷の判断の態様について）

仲裁廷は、当事者による仲裁権限の欠缺や踰越の主張についての判断を、次のいずれかの方法によりすることができるものとするかどうか。

- (1) 先決問題として仲裁廷が仲裁権限を有することを示す中間的判断
- (2) 仲裁廷が仲裁権限を有することを前提とする仲裁判断又は仲裁権限がないとする終局判断

4（仲裁廷の判断についての裁判所に対する不服申立てについて）

仲裁権限の有無に関する仲裁廷自身の判断についての裁判所に対する不服申立てについて、どのように考えるか。

- (A案) (1) 先決問題としての中間的判断において、仲裁廷が仲裁権限を有するとの結論が示された場合
- ア 当事者は、所定の期間内に、裁判所に対し、仲裁廷の仲裁権限の有無に関する決定を求める申立てをすることができるものとする。
 - イ アの申立てについての裁判所の決定に対しては、上訴することはできないものとする。
 - ウ 仲裁廷は、裁判所にアの申立事件が係属している間においても、仲裁手続を続行し、仲裁判断をすることができるものとする。

(2) 終局的な判断がされた場合

ア 仲裁権限があることを前提とする終局的な仲裁判断がされた場合

当事者は、仲裁判断取消しの裁判を申し立て、仲裁廷の仲裁権限の有無について争うことができるものとする。

イ 仲裁権限がないとの判断を前提として仲裁手続が終了した場合

当該判断を直接争う手段は、用意しないものとする。

(B案)(A案)の(1)及び(2)アの場合の規律は(A案)と同じであるが、(2)イの場合においても、裁判所に対し、仲裁廷の仲裁権限の有無についての決定を求める申立てをすることを認めるものとする。

(参考)モデル法第16条〔仲裁廷の管轄に関する決定権限〕(一部再掲)

「(1) 仲裁廷は、仲裁合意の存在又は効力に関する異議を含む自己の管轄に関して決定する権限を有する。この場合、契約の一部を構成する仲裁条項は、契約の他の条項から独立した合意として扱われる。契約を無効とする仲裁廷の決定は、法律上当然に仲裁条項を無効とするものではない。

(2) 仲裁廷が管轄を有しないと主張は、答弁提出前になされなければならない。当事者は、仲裁人を選定し、又は仲裁人の選定に参加したとの事実によって、かかる主張をすることを妨げられない。仲裁廷がその権限の範囲をこえているとの主張は、その権限の範囲外であると主張される事項が仲裁手続中提起された後速やかに行われなければならない。仲裁廷は、いずれの場合にも、遅延に正当な理由ありと認めるときは、時機に遅れた主張を許すことができる。

(3) 仲裁廷は、本条2項に定める主張について、先決問題として、又は本案に関する判断において決定することができる。仲裁廷が自ら管轄を有する旨を先決問題として決定したときは、いずれの当事者も、その決定の通知受領後30日以内に、第6条に定める裁判所に対し、その点につき決定するよう申し立てることができ、その決定に対して上訴は提起できない。かかる申立の係属している間、仲裁廷は、仲裁手続を続行し、判断をくだすことができる。」

〔2〕仲裁廷による暫定的措置について(モデル法第17条関係)

当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁廷は、当事者の申立てにより、仲裁の対象となっている事項に関し、いずれの当事者に対しても、仲裁のため必要と認める暫定的な措置をとることを命ずることができ、いずれの当事者に対しても、相当と認める担保を立てさせることができるものとすることはどうか。

(参考) モデル法第 17 条〔暫定措置を命じる仲裁廷の権能〕

「当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁廷は、当事者の申立により、紛争の対象事項に関し、仲裁廷が必要と認める暫定保全措置をとることをいかなる当事者に対しても命じることができる。仲裁廷は、いかなる当事者に対しても、かかる措置に関して相当の担保を提供することを要求することができる。」

第 5 仲裁手続について

〔 1 〕 仲裁手続における当事者の平等及び主張立証の機会の保障について（モデル法第 18 条関係）

当事者は、仲裁手続において、平等に取り扱われなければならない、主張及び立証のための十分な機会が与えられなければならないものとするかどうか。

(参考) モデル法第 18 条〔当事者の平等待遇〕

「当事者は平等に扱われなければならない、各当事者は、その主張、立証を行う十分な機会を与えられなければならない。」

〔 2 〕 仲裁手続の準則の決定について（モデル法第 19 条関係）

仲裁手続の準則の決定について、次のとおりとすることはどうか。

- 1 当事者は、新仲裁法の公の秩序に関する規定に反しない限り、仲裁廷が仲裁手続を進めるに当たって従うべき準則を合意により定めることができるものとする。
- 2 1 の合意がないときは、仲裁廷は、新仲裁法の規定に反しない限り、相当と認める手続に従って審理し、仲裁判断をすることができるものとする。

(参考) モデル法第 19 条〔手続規則の決定〕

「(1) この法律の規定に反しない限り、当事者は、仲裁廷が手続を進めるに当たって従うべき手続規則を、自由に合意して定めることができる。

(2) かかる合意がないときは、仲裁廷は、この法律の規定に反しない限り、適当と認める方法で仲裁を進行させることができる。仲裁廷に付与された権能は、証拠の許容性、関連性、重要性及び証明力について決定する権能を含む。」

〔 3 〕 仲裁地の決定等について（モデル法第 20 条関係）

1 (仲裁地の決定について)

当事者は、合意により仲裁地を定めることができ、その合意がないときは、仲裁廷が、諸般の事情を考慮して仲裁地を定めるものとするかどうか。

2 (仲裁地以外の場所における審理について)

仲裁廷は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁地以外の相当と認める地において、評議、審尋及び証人又は鑑定人の尋問その他の証拠調べを行うことができるものとするかどうか。

(参考) モデル法第20条〔仲裁地〕

- 「(1) 当事者は、仲裁地について自由に合意することができる。かかる合意のないときは、仲裁地は、当事者の利便を含む事件の諸事情を考慮して、仲裁廷が決定する。
- (2) 本条1項の規定にかかわらず、仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、仲裁人の合議、証人、鑑定人もしくは当事者の審問、又は物品その他の財産又は文書の検認のために、適当と認めるいかなる場所においても会同することができる。」

〔4〕 仲裁手続の開始時期及び時効中断について (モデル法第21条関係)

1 (仲裁手続の開始時期について)

仲裁手続の開始時期についてどのように考えるか。例えば、仲裁手続は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁に付する申出が相手方に到達した時に開始するものとするかどうか。

2 (仲裁の目的たる権利にかかる消滅時効の中断について)

仲裁の目的となっている権利の消滅時効の中断及びその時期について、どのように考えるか。

(A案) (1) 仲裁手続は、当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁に付する申出が相手方に到達した時に開始するものとする。

(2) 仲裁手続は、その開始の時に時効中断の効力を生ずるものとする。

(B案) (1) 仲裁に付する申出は、時効中断に関しては、裁判上の請求とみなすものとする。

(2) 時効中断のために必要な仲裁に付する申出は、その申出が相手方に到達した時にその効力を生ずるものとする。ただし、当事者間において、仲裁に付する申出を法人その他の団体(以

下、この枠内において「法人等」という。) に対して行い、同申出の相手方に対する通知を法人等にさせることを合意した場合において、法人等がこの合意に基づいて相手方に同申出を通知することに同意したときは、時効中断のために必要な仲裁に付する申出は、法人等に対して仲裁に付する申出をした時にその効力を生ずるものとする。

(注) 仲裁に付する申出を書面によって行うものとするべきかどうかについては、なお検討する。

(参考) モデル法第21条〔仲裁手続の開始〕

「当事者が別段の合意をしていない限り、特定の紛争に関する仲裁手続は、かかる紛争を仲裁に付託すべき申立を、被申立人が受領した日に開始する。」

〔5〕 仲裁手続の言語について (モデル法第22条関係)

仲裁手続において用いる言語について、次のとおりとすることはどうか。

- 1 当事者は、合意により仲裁手続に用いる一又は二以上の言語を定めることができるものとする。
- 2 1の合意がないときは、仲裁廷が仲裁手続に用いる一又は二以上の言語を定めるものとする。
- 3 1の当事者間の合意又は2の仲裁廷の決定により定められた一又は二以上の言語は、当該合意又は当該決定において特に定める場合を除き、当事者の書面による陳述、審問及び仲裁廷の判断・決定その他の事項の通知についても用いるものとする。
- 4 仲裁廷は、書証を提出する当事者に対し、1の当事者間の合意又は2の仲裁廷の決定により定められた一又は二以上の言語による書証の翻訳文を添付することを命ずることができるものとする。

(参考) モデル法第22条〔言語〕

「(1) 当事者は、仲裁手続に用いるべき一又は複数の言語を、自由に合意して定めることができる。かかる合意のないときは、仲裁廷が、手続に用いるべき一又は複数の言語を定める。この合意又は決定は、そこに別段の定めがない限り、当事者の書面によるすべての陳述、すべての審問及び仲裁廷のすべての判断、決定又はその他の通知に適用される。

(2) 仲裁廷は、いずれの書証にも、当事者が合意したか仲裁廷が定めた一又は複数の

言語への翻訳を付すべき旨を命じることができる。」

〔 6 〕 申立て (statement of claim) 及び答弁 (statement of defence) について
(モデル法第 2 3 条関係)

仲裁手続の準則は、当事者が合意により定め、その合意がない場合には仲裁廷が定めることを前提として (前記〔 2 〕)、申立人は申立てを、相手方はこれに対する答弁を明らかにしなければならないものとした上、次のとおりとすることはどうか。

- 1 当事者が合意し、又は仲裁廷が定めた期間内に、申立人は、請求の内容及び請求を理由づける事実を明らかにし、相手方は、請求に対する応答及び請求を理由づける事実に対する反論を明らかにしなければならないものとする。ただし、申立て及び答弁の方法及び内容については、当事者が合意により定めることができるものとする。
- 2 当事者は、申立て又は答弁の際、それらに関連する文書を提出し、後に提出する予定の文書等を示すことができるものとする。
- 3 当事者は、その各主張を変更し、又はこれを補足する主張をすることができるものとする。ただし、その主張が時機に後れたものであるときは、仲裁廷は、その主張を許さないことができるものとする。

(参考) モデル法第 2 3 条〔 申立及び答弁 〕

- 「 (1) 当事者が合意したか仲裁廷が決定した期間内に、申立人は、自己の申立てを裏付ける事実、争点及び求める救済につき陳述しなければならない。被申立人は、これらの事項に関する答弁の陳述をしなければならない。但し当事者が、かかる陳述の内容につき別段の合意をした場合はこの限りでない。当事者は自己の陳述とともに、関連があると認めるすべての書類を提出し、又は後に提出する文書その他の証拠を示すことができる。
- (2) 当事者が別段の合意をしていない限り、いずれの当事者も、仲裁手続が行われている間、自己の申立又は答弁を修正又は補完することができる。但し仲裁廷が、その時機に後れたことを考慮して、修正を許すことが不相当と認める場合はこの限りでない。」

〔 7 〕 仲裁手続の進め方について (モデル法第 2 4 条関係)

1 (口頭審理又は書面審理の選択等について)

事件の審理を口頭又は書面のいずれの方式によって行うかについて、次のとおりとすることはどうか。

(1) 当事者間に合意があるときはその合意に従い、そのような合意がないときは仲裁廷がいずれの方式によるかを定めるものとする。

(2) 当事者が口頭による審理を行わない旨の合意をしたときを除き、当事者の一方が口頭による審理を請求したときは、仲裁廷は、仲裁手続の適当な段階で口頭による審理を経なければならないものとする。

2 (期日の通知について)

仲裁廷は、審問及び証拠調べのための会合を行うに当たり、原則として、当事者に対し、その期日を相当な期間をおいて通知しなければならないものとするかどうか。

3 (文書の送付等について)

提出された文書等の取扱いについて、次のとおりとすることはどうか。

(1) 一方の当事者により仲裁廷に提出された陳述、文書その他の情報は、すべて他方当事者に伝達しなければならないものとする。

(2) 仲裁廷は、鑑定書その他の証拠書類であって、仲裁判断その他の判断をする上で依拠する可能性のあるものを当事者双方に伝達しなければならないものとする。

(参考) モデル法第24条〔審問及び書面による手続〕

「(1) この規定と異なる当事者の合意に反しない限り、仲裁廷は、証拠提出のため、又は口頭弁論のために審問を行うか又は手続を文書その他の資料に基づいて進めるかを決定しなければならない。但し、当事者が審問が行われるべきでない旨合意した場合を除き、当事者の申立があれば、仲裁廷は、手続の適当な段階でかかる審問を行わなければならない。

(2) 当事者には、審問及び物品その他の財産又は文書の検認のための仲裁廷の期日について、十分な余裕を持って事前に通知しなければならない。

(3) 一方の当事者によって仲裁廷に提出されたすべての陳述、文書その他の情報は、他方の当事者にも伝達しなければならない。仲裁廷がその決定を行うに当たって依拠することあるべき鑑定人の報告又は他の証拠文書も、これを当事者に伝達しなければならない。」

〔8〕当事者が申立てや答弁を明らかにしない場合等への対応について (モデル法第25条関係)

当事者が所要の行為を怠った場合の爾後の仲裁手続の進行については、当事者間の合意によることとし、そのような合意がない場合の標準的な規律を次のとおりとすることはどうか。

- 1 申立人が申立て（前記〔6〕1）を明らかにせず、かつ、明らかにしないことがやむを得ない事由に基づくとは認められないときは、仲裁廷は、仲裁手続を終了する決定をしなければならないものとする。
- 2 相手方が答弁（前記〔6〕1）を明らかにしないときは、それがやむを得ない事由に基づくものとは認められないときでも、仲裁廷は、相手方がそれらを明らかにしないことのみによっては申立人の請求又は請求を理由づける事実を認めたものと取り扱うことなく、仲裁手続を進めなければならないものとする。
- 3 当事者の一方が審問期日に出頭せず、又は書証を提出しない場合においては、仲裁廷は、仲裁手続を進め、既に提出された証拠に基づいて終局判断をすることができるものとする。ただし、その当事者が審問期日に出頭せず、又は書証を提出しなかったことがやむを得ない事由に基づくと認められるときは、この限りでないものとする。

（参考）モデル法第25条〔当事者の懈怠〕

「当事者が別段の合意をしていない限り、十分な理由なくして、

- (a) 申立人が第23条1項に従ってその申立てを伝達しないときは、仲裁廷は手続を終了させなければならない。
- (b) 被申立人が、第23条1項に従ってその答弁を伝達しないとき、仲裁廷は、その懈怠をそれによって申立人の主張を認めたものとして扱うことなく、手続を続行しなければならない。
- (c) いずれかの当事者が審問に出席しないか書証を提出しないときは、仲裁廷は手続を続行し、仲裁廷に提出されている証拠に基づいて判断をくだすことができる。」

〔9〕仲裁廷の職権による鑑定について（モデル法第26条関係）

仲裁廷の職権による鑑定について、次のとおりとすることはどうか。

- 1 仲裁廷は、当事者間に別段の合意のある場合を除き、必要があると認めるときは、特定の事項について、一人又は二人以上の鑑定人を指定して鑑定をさせることができるものとする。
- 2 当事者間に別段の合意のある場合を除き、仲裁廷が1により一人又は二人以上の鑑定人を指定したときは、仲裁廷は、当事者に対し、鑑定に必要な情報を鑑定人に提供し、鑑定人の調査に供するため、関連する文書、動産その他の物件を鑑定人に送付し、若しくは交付し、又は鑑定人がそれらの物件を調査することができるような所要の措置をとることを求めること

ができるものとする。

- 3 当事者間に別段の合意がある場合を除き，1により指定された鑑定人が書面又は口頭により意見を述べた後，仲裁廷は，申立て又は職権により，鑑定人に対し，審問期日に出頭することを命ずることができるものとする。この場合において，仲裁廷は，当事者に対し，当該審問期日に出席して鑑定人に質問をする機会及び当事者が鑑定人以外の学識経験を有する者（expert witness）を当該審問期日に出頭させてこの者に鑑定にかかる争点について証言をさせる機会を与えなければならないものとする。

（参考）モデル法第26条〔仲裁廷による鑑定人選任〕

- 「(1) 当事者が別段の合意をしていない限り，仲裁廷は，
(a) 仲裁廷が判断すべき特定の争点について意見を徴するため，1名又は複数の鑑定人を選任することができる，
(b) 当事者に対し，関連ある情報を鑑定人に供与すること，又は関連ある文書，物品その他の財産を検認のため提出し，もしくは検認できるようにすることを求めることができる。
(2) 当事者が別段の合意をしていない限り，当事者が要請するか仲裁廷が必要と認めるときは，鑑定人は，書面又は口頭による報告を行った後，審問に参加しなければならない。その審問において，当事者は，鑑定人に質問する機会，及び争点につき証言させるために〔他の〕鑑定証人を出席させる機会を有する。」

〔10〕裁判所の証拠調べの援助について（モデル法第27条関係）

1（援助の申立権者について）

仲裁事件における証拠調べに関し，裁判所の援助の申立てをすることができる者の範囲について，どのように考えるか。

（A案）仲裁廷のみが援助の申立てをすることができるものとする。

（B案）仲裁廷のほか，当事者も仲裁廷の許可を得て援助の申立てをすることができるものとする。

2（対象となる証拠調べの範囲について）

援助の対象となる証拠調べの範囲について，どのように考えるか。

（A案）証人又は鑑定人の尋問，文書提出命令など，強制力や制裁を伴い得る証拠調べを対象とするものとする。

（B案）仲裁廷がすることのできない証拠調べを対象とするものとする。

（C案）民事訴訟法に定められている証拠調べ一般を対象とするものとする

る。

3 (裁判所が援助を行うための要件について)

証拠調べの援助の申立てを受けた場合に、裁判所がこれに応じて援助を行うための要件について、どのように考えるか。

(A 案) 裁判所は、証拠調べの必要性については判断せずに、援助の申立てが適法であるか否かのみを審査し、適法であれば、援助するものとする。

(B 案) 裁判所は、証拠調べの必要性については判断しないが、援助の申立ての適法要件のほか、濫用的な請求でないかどうかといった点についても審査する。

(C 案) 裁判所は、援助の申立ての適法要件のほか、裁判所が強制的措置に出る、あるいは制裁を課する必要があるか否かについても審査する。

4 (裁判所の決定に対する不服申立てについて)

援助の申立てにかかる裁判所の判断については、第三者に対して強制力を伴った命令が発せられた場合にのみ、当該第三者に不服申立てを認め (例えば、民事訴訟法第 192 条第 2 項、第 223 条第 7 項、第 225 条第 2 項、第 232 条第 3 項などが考えられる。)、それ以外の場合には、援助の申立てを退ける判断を含め、不服申立てを認めないものとすることはどうか。

5 (援助にかかる証拠調べの在り方について)

援助にかかる証拠調べの実施方法について、次のとおりとすることはどうか。

(1) 裁判所は、(2)によるほか、民事訴訟法第 2 編第 3 章の各規定の定めるところに従い、証拠調べを実施するものとする。

(2) 証人尋問及び鑑定人尋問においては、仲裁人は、証拠調べに立ち会い、裁判長に証人若しくは鑑定人に対する尋問を求め、又は裁判長の許可を得てこれらの者に直接問いを発することができるものとする。

6 (仲裁廷が行う証拠調べの援助について)

1 の援助の申立権者は、裁判所に対し、証人又は鑑定人に対する仲裁廷

の面前への出頭命令を発する旨の申立てをすることができる（裁判所は、証拠調べの必要性の欠如以外の事由により出頭命令を発することが相当でないと認めるときは、この申立てを却下することができる。）ものとするかどうか。

7（援助にかかる証拠調べの費用について）

援助にかかる証拠調べに要する費用の取扱いについて、次のとおりとすることはどうか。

(1) 援助の申立人は、民事訴訟費用等に関する法律第11条に定める費用を納めなければならないものとし、裁判所は、援助の申立人に対し、そのうち証人等に対する旅費、日当等の所定の給付に相当する金額を予納すべきことを命ずるものとする。

(2) (1)により命じられた費用の予納がない場合には、裁判所は、当該費用を要する証拠調べの援助を行わないことができるものとする。

8（援助にかかる証拠調べの結果の取扱いについて）

裁判所が援助としてした証拠調べの結果の取扱いについて、裁判所は、証人又は鑑定人の陳述、検証の結果等を、写真、録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）その他裁判所において適当と認めるものに記録し、これをもって調書の記載に代えることができるものとするかどうか。

（参考）モデル法第27条〔証拠調べにおける裁判所の援助〕

「仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た当事者は、この国の権限ある裁判所に対し、証拠調べのための援助を申し立てることができる。裁判所は、その権限内で、かつ証拠調べに関する規則に従い、申立を実施することができる。」

第6 仲裁判断及び仲裁手続の終了について

〔1〕仲裁判断のよるべき準則について（モデル法第28条関係）

1（仲裁判断のよるべき準則について）

(1) 仲裁廷は、当事者が合意により指定した法律その他の準則を適用して仲裁判断をするものとするかどうか。

(2) 当事者が明示的に合意により指定したときは、衡平と善（ex aequo et

bono) により判断するものとするかどうか。

2 (当事者が一国の法を仲裁判断のよるべき準則として指定した場合の解釈について)

当事者が一国の法を仲裁判断に際し適用すべき法として指定した場合には、原則として、その国の実質法を仲裁判断のよるべき準則として指定したものと解釈することはどうか。

3 (当事者が仲裁判断のよるべき準則を指定しない場合の規律について)

当事者が仲裁判断のよるべき準則を指定しない場合の規律につき、どのように考えるか。

(A案) 仲裁廷は、相当と認める法抵触規則により決定される法に従って仲裁判断をしなければならないものとする。

(B案) 仲裁廷は、仲裁の目的たる権利又は義務が最も密接に関連している国の法に従って仲裁判断をしなければならないものとする。

(参考) モデル法第28条〔紛争の実体に適用される規範〕

- 「(1) 仲裁廷は、当事者が紛争の実体に適用すべく選択した法の規範に従って紛争を解決しなければならない。一国の法又は法制のいかなる指定も、別段の合意が明示されていない限り、その国の実質法を直接指定したものであって、その国の法抵触規則を指定したものではないと解釈しなければならない。
- (2) 当事者の指定がなければ、仲裁廷は、適用されると認める法抵触規則によって決定される法を適用しなければならない。
- (3) 仲裁廷は、両当事者が明示的に授權したときに限り、衡平と善により、又は友誼的仲裁人として判断しなければならない。
- (4) いかなる場合にも、仲裁廷は契約の条項に従って決定しなければならず、取引に適用される業界の慣行を考慮に入れなければならない。」

〔2〕複数の仲裁人で構成される仲裁廷の意思決定(評決)の在り方について(モデル法第29条関係)

仲裁廷が2人以上の仲裁人で構成される仲裁手続において、

- 1 仲裁廷の判断又は決定は、当事者間に合意のある場合を除き、その全員の過半数の意見により決するものとするかどうか。
- 2 仲裁手続の指揮に関する事項については、両当事者又は仲裁廷を構成する仲裁人全員が1人の仲裁人に権限を与えた場合には、その仲裁人が単独で決することができるものとするかどうか。

(参考) モデル法第29条〔仲裁人の合議体による決定形成〕

「複数の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁廷のいかなる決定も、当事者が別段の合意をしていない限り、全構成員の過半数による。但し、手続問題については、両当事者又は仲裁廷の全構成員によって授権されたときは、仲裁廷長〔統轄仲裁人〕が決定することができる。」

〔3〕 仲裁手続中に成立した和解の取扱いについて（モデル法第30条関係）

仲裁事件の係属中に当事者間に仲裁の目的たる紛争について和解が調ったときの取扱いについて、次のとおりとすることはどうか。

- 1 仲裁廷は、仲裁手続を終結する旨の決定をし、仲裁廷において異議がない等所定の要件を満たす限り、当事者双方の申立てにより、後記〔4〕の方式に従い、和解の内容を記載した仲裁判断書を作成しなければならないものとする。
- 2 1により和解の内容を記載した仲裁判断書が作成されたときは、その記載は、本案についての仲裁判断と同一の効力を有するものとする。

(参考) モデル法第30条〔和解〕

- 「(1) 仲裁手続中当事者が紛争について和解したときは、仲裁廷は手続を終結し、かつ両当事者の申立があつて仲裁廷に異議がなければ、その和解を合意に基づく仲裁判断の形式で記録しなければならない。
- (2) 合意に基づく判断は、第31条の規定に従って作成し、それが判断である旨を記述しなければならない。かかる判断は、本案に関する他のいかなる判断とも同じ地位および効力を有する。」

〔4〕 仲裁判断書の方式及び内容について（モデル法第31条関係）

1 (仲裁判断書の記載事項及び仲裁人の署名について)

(1) 仲裁判断は書面によってしなければならないものとし、仲裁判断書には、次の事項を記載しなければならないものとするとはどうか。

ア 当事者

イ 主文

ウ 理由又は理由の記載を不要とするときはその事由

エ 仲裁地及び仲裁判断の日

(2) 当事者が理由の記載を要しない旨の合意をした場合又は仲裁判断書が当事者間に調った和解の内容を記載したものである場合（前記〔3〕）には、仲裁判断書に理由を記載することを要しないものとするとはどうか

か。

(3) 仲裁判断は、仲裁判断書に記載された仲裁地においてされたものとみなすものとするかどうか。

(4) 仲裁判断書には、仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならず、複数の仲裁人で構成される仲裁廷による仲裁手続において、仲裁判断書に署名することに支障がある仲裁人があるときは、仲裁判断書にその事由を記載して過半数の仲裁人が署名すれば足りるものとするかどうか。

2 (仲裁判断書の送付について)

仲裁廷は、当事者に対し、仲裁判断書を交付しなければならないものとするかどうか。

3 (仲裁判断書の預置について)

仲裁判断書の預置制度(公催仲裁法第799条第2項)は、これを廃止するものとするかどうか。

(参考) モデル法第31条〔判断の形式及び内容〕

- 「(1) 判断は書面によるものとし、単独仲裁人又は複数の仲裁人が署名しなければならない。複数の仲裁人による仲裁手続においては、仲裁廷の全構成員の過半数の署名があれば足りる。但し欠けている署名につき、その理由を述べることを要する。
- (2) 判断は、当事者が理由を付すことを要しない旨合意しているか、判断が第30条のもとの合意に基づく判断でない限り、その依拠した理由を述べなければならない。
- (3) 判断には、日付及び第20条1項に従って決定された仲裁地を記載しなければならない。判断は、その地においてなされたものとみなす。
- (4) 判断がなされたときは、本条1項に従って仲裁人が署名した謄本を各当事者に交付しなければならない。」

〔5〕 仲裁手続の終了等について (モデル法第32条関係)

1 (仲裁手続の終了について)

仲裁手続の終了について、次のような考え方はどうか。

(1) 仲裁手続の終了事由は、次のとおりとする。

ア 終局判断がされたこと。

イ 仲裁に付する申出(仲裁申立て)が取り下げられたこと。ただし、相手方がその取下げに異議を述べ、かつ、仲裁廷において、相手方が

紛争の最終的な解決を図ることに正当な利益を有すると認める場合を除く。

ウ 当事者が仲裁手続終了の合意をしたこと。

エ ア、イ又はウ以外の理由により、仲裁廷が仲裁手続の続行が不要であり、又は不可能であると認めたこと。

(2) (1)の終了事由がある場合には、(1)アの終局判断がされた場合を除き、仲裁手続は、仲裁廷が行う仲裁手続終了決定によって終了するものとする。

2 (仲裁廷の任務終了について)

仲裁廷の任務は、原則として、仲裁手続の終了によって終了するものとするかどうか。

(参考) モデル法第32条〔手続の終結〕

「(1) 仲裁手続は、終局判断又は本条2項に従う仲裁廷の命令により終結する。

(2) 仲裁廷は、次のいずれかの場合には、仲裁手続終了の命令を発しななければならない。

(a) 申立人が申立を取り下げたとき。ただし被申立人が申立の取下に異議を有し、かつ被申立人が紛争の最終的解決に達する正当な利益を有すると仲裁廷が認める場合はこの限りでない。

(b) 当事者が手続の終結に合意したとき。

(c) 仲裁廷が、手続の続行をその他の理由により不要又は不可能と認めたとき。

(3) 仲裁廷の任務は、第33条及び第34条4項に定める場合を除き、仲裁手続の終結によって終了する。」

〔6〕 仲裁判断の訂正（更正）及び解釈（補足説明）並びに追加的仲裁判断について（モデル法第33条関係）

仲裁判断の訂正（更正）、解釈（補足説明）及び追加的仲裁判断の可否、要件及び方式について、モデル法第33条に準ずる規定を設けるものとするかどうか。ただし、仲裁廷の職権による仲裁判断の訂正（更正）については、期間の制限を設けないものとするかどうか。

(参考) モデル法第33条〔判断の訂正及び解釈。追加的判断〕

「(1) 当事者が期間につき別段の合意をしていない限り、判断受領の後30日以内に、

(a) 一方の当事者は、他の当事者に通知して、仲裁廷に対し、判断に存する計算の誤り、書誤り、誤植又はこれと同種の誤りの訂正を申し立てることができる。

(b) 当事者の合意があれば、一方の当事者は、他の当事者に通知して、仲裁廷に対し判断の特定の点又は部分の解釈を示すよう申し立てることができる。

仲裁廷が申立を正当と認めるときは、申立後30日以内に訂正をなし、又は解釈を示さなければならない。解釈は判断の一部となる。

- (2) 仲裁廷は判断の日から30日以内に、本条1項(a)に定めるところと同類の誤りを職権で訂正することができる。
- (3) 当事者が別段の合意をしていない限り、当事者は、他方の当事者に通知して、判断受領の30日以内に、仲裁廷に対し、仲裁手続中に提起されながら判断から脱漏していた申立について追加判断をするよう申し立てることができる。仲裁廷が、申立を正当と認めるときは、60日以内に追加判断をしなければならない。
- (4) 仲裁廷は、必要であれば、本条1項又は3項のもとでの訂正、解釈又は追加判断をするための期間を延長することができる。
- (5) 第31条の規定は、判断の訂正もしくは解釈又は追加判断に適用する。」

第7 仲裁判断の取消しの裁判について

〔1〕 仲裁判断の取消しの裁判の方式について（モデル法第34条第1項、第6条関係）

1（仲裁判断についての不服申立制度について）

仲裁判断についての不服申立制度として、裁判所における仲裁判断取消しの裁判の制度を設けるものとする。

2（仲裁判断取消しの裁判の方式について）

仲裁判断取消しの裁判及び取消しの申立てを棄却する裁判の方式は決定とすることはどうか。

（参考）モデル法第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕

「(1) 仲裁判断に対する裁判所への不服申立は、本条2項及び3項の規定に従う取消の申立によってのみすることができる。」

同法第6条〔仲裁援助及び監督のため一定の職務を行う裁判所その他の機関〕

「第11条3項、第11条4項、第13条3項、第14条、第16条3項及び第34条2項に定める職務は、（この模範法を制定するそれぞれの国が、一つもしくは複数の裁判所、又はそこで定められているときは、これらの職務を行うことのできる他の機関をここに示す）によって行われる。」

〔2〕 仲裁判断の取消原因について（モデル法第34条第2項関係）

仲裁判断の取消原因について、次のとおりとすることはどうか。

1 取消しの申立てをした当事者が主張立証すべきもの

(1) 当事者が、仲裁契約を締結する時に当該契約を締結する能力を有しな

かったこと，又は仲裁契約が当事者がその準拠法として指定した法令若しくはその指定がなかったときは日本の法令の下で有効でないこと。

(2) 申立人が，仲裁人の選定又は仲裁手続について当事者の合意に従って行われるべき通知若しくはそのような合意がないときはこの法律の規定に従って行われるべき通知を受けなかったこと，その他仲裁手続において主張立証をすることができなかつたこと。

(3) 仲裁判断が，仲裁付託の条項において仲裁に付することが予定されていない紛争若しくは仲裁付託の対象に含まれない紛争について示したものであり，又は仲裁に付託された範囲を超える事項についての判断を含むこと。ただし，仲裁に付託された範囲内の事項についての判断と付託されなかつた事項についての判断とを分離することができる場合には，仲裁判断のうち，仲裁に付託されなかつた事項について判断した部分のみを取り消すことができる。

(4) 仲裁廷が当事者の合意（この法律の規定のうち公の秩序に関するものに反しない合意に限る。）に従って構成されず，若しくはそのような合意がないときはこの法律の規定に従って構成されなかつたこと，又は仲裁手続が当事者の合意（この法律の規定のうち公の秩序に関するものに反しない合意に限る。）に従って行われず，若しくはそのような合意がないときはこの法律の規定に従って行われなかつたこと。ただし，仲裁手続が前記の当事者の合意又はこの法律の規定に違反する場合において，当該違反の程度が軽微であるときは，この限りでない。

2 裁判所によりその存在が認定されれば仲裁判断が取り消されるもの

(1) 紛争が，日本の法令の下では仲裁によって解決することができないものであること。

(2) 仲裁判断の内容が日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

(参考) モデル法第34条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕

「(2) 仲裁判断は，次の各号に掲げる場合にのみ，第6条に定める裁判所が取り消すことができる。

(a) 〔取消の〕申立をした当事者が次の証明を提出した場合

(i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が，無能力であったこと，又はその仲裁合

意が、当事者がそれに準拠することとした法律もしくはその指定がなかったときはこの国の法律のもとで、有効でないこと。

- (ii)〔取消の〕申立をした当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。
 - (iii) 判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内にはない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。但し、仲裁に付託された事項に関する判定が、付託されなかった事項に関する判定から分離されうる場合には、仲裁に付託されなかった事項に関する判定を含む判断の部分のみを取り消すことができる。
 - () 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が、当事者の合意に従っていなかったこと。又はかかる合意がないときは、この法律に従っていなかったこと。但し当事者の合意がこの法律の規定のうち、当事者が排除することのできない規定に反している場合はこの限りでない。
- (b) 裁判所が次のことを認めた場合
- (i) 紛争の対象事項がこの国の法のもとでは仲裁による解決が不可能であること。
 - (ii) 判断がこの国の公序に反すること。」

〔 3 〕 仲裁判断取消しの裁判の申立期間について（モデル法第 3 4 条第 3 項関係）

仲裁判断取消しの裁判の申立期間について、これを 3 か月間の不変期間とするものとし、その起算日を申立人が仲裁判断書を受領した日とすることはどうか。

（参考）モデル法第 3 4 条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕

- 「(3) 取消の申立は、申立をする当事者が判断を受領した日から、又は第 3 3 条に基づく申立をしたときは、仲裁廷がその申立を処置した日から 3 月を経過した後は、することができない。」

〔 4 〕 仲裁判断の取消しの裁判の申立てを受けた裁判所のとり得る措置について（モデル法第 3 4 条第 4 項関係）

裁判所は、仲裁判断取消しの裁判において、取消事由があるとの心証に至った場合には、裁判手続の停止等を行うことなく、仲裁判断を取り消すものとするかどうか。

（参考）モデル法第 3 4 条〔仲裁判断に対する排他的不服申立（手段）としての取消の申立〕

- 「(4) 裁判所は、判断取消を求められたとき、適当でありかつ一方の当事者の申立があるときは、仲裁手続再開の機会、又は仲裁廷が取消事由を除去すると考える措置をとる機会を仲裁廷に与えるために、裁判所が定める期間取消の手続を停止すること

ができる。」

第8 仲裁判断の承認及び執行について

仲裁判断の承認及び執行について（モデル法第35条，第36条関係）

1（内国仲裁判断の執行許否の裁判の方式について）

内国仲裁判断の執行許否の裁判の方式について，これを決定とすることはどうか。

2（内国仲裁判断の執行許否の裁判の申立要件について）

(1) 内国仲裁判断の執行許可を求める裁判の申立ては，裁判所に対して書面を提出してすべきものとするかどうか。

(2) 内国仲裁判断の執行許可を求める裁判の申立てには，仲裁判断書又はこれに準ずる文書等を添付すべきものとし，仲裁契約の書面の提出を不要とすることはどうか。

3（内国仲裁判断の承認及び執行の要件について）

内国仲裁判断の承認及び執行の拒否事由は，仲裁判断の取消原因（前記第7〔2〕参照）と同一のもの及び当該内国仲裁判断が未だ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は当該内国仲裁判断が取り消され，若しくは停止されたこととすることはどうか。

4（外国仲裁判断の承認及び執行について）

(1) 外国仲裁判断については，仲裁判断がされた国のいかなる国を問わず，所定の要件及び手続の下に日本において承認され，執行することができるものとするかどうか。

(2) 外国仲裁判断の執行許否の裁判の方式及び申立要件並びに外国仲裁判断の承認及び執行の拒否事由については，内国仲裁判断と同一のもの（ただし，内国仲裁判断の承認及び執行の拒否事由のうち，仲裁契約の成立及び効力の準拠法につき，「日本の法令」とあるのを「仲裁地法」とし（前記第7〔2〕1(1)参照），仲裁廷の構成及び仲裁手続の法律違反の有無につき，「この法律」とあるのを「仲裁地法」とする（前記第7〔2〕1(4)参照）とすることはどうか。

(参考) モデル法第35条〔承認及び執行〕

- 「(1) 仲裁判断は、それがなされた国のいかにかわらず、拘束力あるものとして承認され、管轄を有する裁判所に対する書面による申立があれば、本条及び第36条の規定に従い、執行されなければならない。
- (2) 判断に依拠し又はその執行を申し立てる当事者は、妥当に認証された判断の原本又は妥当に証明されたその謄本及び第7条に定める仲裁合意の原本又は妥当に証明されたその謄本を提出しなければならない。判断又は仲裁合意がこの国の公用語で作成されていないときには、当事者は、これらの文書の、公用語への妥当に証明された翻訳を提出しなければならない。」

同法第36条〔承認又は執行の拒否事由〕

- 「(1) 仲裁判断の承認又は執行は、それがなされた国のいかにかわらず、次の各号に掲げる場合にのみ、拒否することができる。
- (a) 判断が不利益に援用される当事者の申立により、その当事者が承認又は執行の申立を受けた管轄裁判所に次の証明を提出した場合
- (i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が、無能力であったこと、又はその仲裁合意が、両当事者がそれに準拠することとした法律により、もしくはその指定がなかったときは、判断がなされた国の法律により、有効でないこと。
- (ii) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定もしくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により主張、立証が不可能であったこと。
- (iii) 判断が、仲裁付託の条項で予見されていないか、その範囲内でない紛争に関するものであるか、仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。但し、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離され得るときは、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができる。
- (iv) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと、又はかかる合意がないときは、仲裁が行われた国の法律に従っていなかったこと。
- (v) 判断が、未だ当事者を拘束するにいたっていないか、その判断がされた国、もしくはその法律のもとで判断がなされたところの国の裁判所により、取り消されもしくは停止されたこと。
- (b) 裁判所が次のことを認めた場合
- (i) 紛争の対象事項が、この国の法のもとでは、仲裁による解決の不可能であること。
- (ii) 判断の承認又は執行が、この国の公序に反するであろうこと。
- (2) 判断の取消又は停止の申立が、本条1項(a)(v)に定める裁判所に対しなされたときは、承認又は執行の申立を受けた裁判所が適当と認めるときは、その決定を延期することができるが、かつ判断の承認又は執行を求めている当事者の申立により、他方の当事者に対して相当な保証を提供するよう命じることができる。」

第2編 モデル法に規定のない事項

第1 仲裁人及び仲裁廷関係

〔 1 〕 仲裁人の責務等について

1 (仲裁人の行為規範について)

仲裁人の責務について規定を設けるべきか。設けるとした場合、仲裁人は、誠実に職務を行わなければならない旨の規定とすることはどうか。

2 (仲裁人の民事上の責任について)

仲裁人が自ら行い、又は関与した仲裁手続又は仲裁判断を原因として当事者に不利益や損害が生じた場合の仲裁人の損害賠償責任の在り方について、どのように考えるか。

(参考) 英国法第 2 9 条〔 仲裁人の免責 〕

- 「 (1) 仲裁人は、その職務行為または不作為が不誠実なものであったということが疎明されない限り、仲裁人としての職務の遂行の際にその行為または不作為について責任を負うものではない。
(2) 前項は仲裁人の雇用者あるいは代理人に対しても仲裁人自身と同様に適用される。
(3) 本条の定めは仲裁人の辞任により仲裁人によって生じた一切の責任については影響を及ぼすものではない (但し第 2 5 条参照) 」

英国法第 2 5 条は、仲裁人の辞任に伴う報酬及び費用の処理等に関する規定である。

第 2 仲裁判断及び仲裁手続の終了関係

〔 1 〕 仲裁廷又は仲裁人による和解の試みについて

仲裁廷は、両当事者の同意を得たときに限り、和解による紛争解決を試み、又は仲裁廷を構成する一人若しくは複数の仲裁人に和解による紛争解決を試みさせることができるものとするかどうか。

(参考) UNCITRAL 国際商事調停モデル法第 1 2 条〔 仲裁人として活動する調停人 〕 (事務局試訳) 「 当事者に別段の合意のある場合を除き、調停人は、かつて調停手続の対象となり、若しくは現在対象となっている紛争又は当該紛争に係る契約若しくは法的関係若しくは関連する契約若しくは法的関係から生じた別の紛争に関し、仲裁人として活動してはならない。 」 (注) 同法は、平成 1 4 年 6 月の UNCITRAL の総会において採択された国際商事調停に関するモデル法である。

〔 2 〕 仲裁判断の効力について

内国仲裁判断は、当事者間において、裁判所の確定判決と同一の効力を有するものとするかどうか。

(参考) ドイツ法第1055条〔仲裁判断の効果〕

「仲裁判断は、当事者間において裁判所による確定判決の効力を有する。」

第3 準拠法関係

1 (仲裁契約の成立及び効力の準拠法について)

(1) 仲裁契約の成立及び効力の準拠法について、第1に当事者の指定する法律により、第2に仲裁地法によるものとするかどうか。

(2) (1)によっては準拠法が定まらない場合について、どのように考えるか。例えば、仲裁の目的である権利又は義務の準拠法によるものとするかどうか。

2 (仲裁契約の方式の準拠法について)

仲裁契約の方式について、抵触法的処理を排除し、新仲裁法の定めによるものとするかどうか。

3 (仲裁可能性の準拠法について)

仲裁可能性の準拠法に関しては、仲裁判断の取消し並びに承認及び執行の局面につき、法廷地法である日本法によるものとするかどうか。

4 (仲裁手続の準拠法について)

仲裁手続の準拠法について、仲裁地法によるものとするかどうか。

(参考) ニューヨーク条約第5条

「1 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。

(b) ~ (e) 略)

2 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 略)」

第4 その他

〔1〕裁判所の管轄について

(前注) 下記2以下は、便宜上、地方裁判所が事物管轄を有するものと措定した記載である。

1 (事物管轄について)

裁判所が仲裁に関する援助及び監督を行う場合の事物管轄について、どのように考えるか。

(A案) 地方裁判所に管轄を認めるものとする。

(B案) 地方裁判所に管轄を認めることを原則としつつ、事項により簡易裁判所に管轄を認めるものとする。

2 (土地管轄について)

(1) 仲裁人の選定、仲裁人の忌避、仲裁人の任務懈怠等の場合の任務終了決定及び仲裁廷の仲裁権限についての決定に対する不服申立ての裁判の管轄等について、次のとおりとすることはどうか。

ア 仲裁地が日本にある場合

次に掲げる裁判所が管轄を有するものとし、申立人は、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択して申立てをすることができるものとする。

- a 当事者が合意により指定した地方裁判所
- b 仲裁地を管轄する地方裁判所
- c 相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

イ 仲裁地が未だ定まっていない場合

a 相手方の普通裁判籍の所在地が日本にある場合には、日本の裁判所が援助等を行うものとし、その所在地を管轄する地方裁判所に管轄を認めるものとする。

b 相手方の普通裁判籍の所在地が日本にはない場合においては、申立人の住所若しくは居所（法人にあっては、主たる事務所又は営業所所在地）が日本にあるときは、日本の裁判所が援助等を行うものとした上、その所在地を管轄する地方裁判所に管轄を認めるものと

する。

ウ 仲裁地が外国にある場合

援助及び監督の対象とはならないものとする。

エ (移送について)

a 裁判所は、事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

b 裁判所は、これらの裁判に係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、事件を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。

c 移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(2) 証拠調べについて援助を行う裁判所の管轄等について、次のとおりとすることはどうか。

ア 仲裁地が日本にある仲裁に限り、援助の対象となるとし、次に掲げる裁判所に管轄を認め、申立人は、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択して申立てをすることができるものとする。

a 仲裁地を管轄する地方裁判所

b 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所

イ (移送について)

(1)エと同じ。

(3) 仲裁判断取消しの裁判の管轄等について、次のとおりとすることはどうか。

ア 日本でされた仲裁判断のみが取消しの対象となることを前提とした上で、次に掲げる裁判所のみが管轄を有するものとし、申立人は、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択して申立てをすることができるものとする。

a 当事者が合意により指定した地方裁判所

b 仲裁地を管轄する地方裁判所

c 相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

イ (移送について)

(1)エと同じ。

(4) 仲裁判断の承認及び執行の裁判の管轄等について、次のとおりとすることはどうか。

ア 次に掲げる裁判所が管轄を有するものとし、申立人は、そのうちいずれか一つの裁判所を任意に選択して申立てをすることができるものとする。

a 当事者が合意により指定した地方裁判所

b 仲裁地を管轄する地方裁判所

c 相手方の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

d 請求の目的又は差し押さえることができる相手方の財産の所在地を管轄する地方裁判所

イ (移送について)

(1)エと同じ。

〔2〕多数当事者仲裁について

1 (多数当事者仲裁が認められるための要件について)

多数当事者仲裁が認められるための要件について、次のような考え方はどうか。

(1) (当初から多数当事者として仲裁を行う場合について)

多数の当事者間に仲裁契約がある場合には、別段の合意がある場合を除き、その当事者は、当該仲裁契約の内容に従い、多数当事者の仲裁として手続を開始することができるものとする。

(2) (仲裁手続開始後に第三者が当該仲裁手続に当事者として参加する場合について)

仲裁手続が開始された場合において、その当事者となっていない第三者が当該仲裁手続に当事者として参加する方法について、当該仲裁手続の当事者間に別段の合意のある場合を除き、

ア 第三者は、当該仲裁手続の当事者全員の同意を得て、仲裁廷に対

し、当事者（申立人）として参加の申立てをすることができるものとする。

イ 当該仲裁手続の当事者は、その全員及び第三者の同意を得て、仲裁廷に対し、第三者を当事者（相手方）として参加させる申立てをすることができるものとする。

ウ 仲裁廷は、ア又はイの申立てについて、仲裁手続の遅延のおそれがあるときその他相当でないと認めるときは、第三者の参加を許さないことができるものとする。

(3)（仲裁手続開始後に複数の仲裁事件を併合する場合について）

仲裁手続開始後に複数の仲裁事件を併合する方法について、

ア 仲裁事件（以下、便宜上「A仲裁事件」という。）の当事者は、当事者間に別段の合意のある場合を除き、他の仲裁事件（以下、便宜上「B仲裁事件」という。）をA仲裁事件と一緒に審理することについて、A仲裁事件及びB仲裁事件の当事者全員の同意があるときは、A仲裁事件の仲裁廷に対し、B仲裁事件をA仲裁事件に併合することを求める申立てをすることができるものとする。

イ アの申立てを受けた仲裁廷は、仲裁手続の遅延のおそれがあるときその他相当でないと認めるときは、事件の併合を許さないことができるものとする。

2（多数当事者仲裁における仲裁廷の構成について）

多数当事者仲裁における仲裁人の選定（仲裁廷の構成）について、次のような考え方はどうか。

当事者間に別段の合意がある場合を除き、

(1) 当初から多数当事者の仲裁であるとき

ア 仲裁廷を構成する仲裁人の数及び選定手続は、当事者が合意して定めるものとする。

イ 当事者が合意に至らない場合、当事者の合意によっては所定の仲裁人が選定されない場合等については、次のとおりとする。

a 当事者が仲裁人の数又は選定手続について合意できないとき
当事者の申立てに基づき、裁判所がその数を定め、又は仲裁人を

選定するものとする。

b 当事者が仲裁人の数及び選定手続について合意したが、これによつては所定の数の仲裁人の選定に至らないとき

当事者の申立てに基づき、裁判所が所定の数に満つるまで仲裁人を選定するものとする。

c a及びbの裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

(2) 第三者が既存の仲裁手続に参加する場合等（前記1(2)）

第三者が自ら参加を申し出、又は当事者から受けた参加させる申出に同意した時点において、

ア 既存の仲裁手続について仲裁人が一人も選定されていないとき

(1)と同様とするものとする。

イ ア以外の場合

既存の仲裁手続における選定手続により選定される仲裁人で仲裁廷を構成し、この仲裁廷が審理に当たるものとする。

(3) (1(3)の仲裁事件の併合を認める案を採った場合)

仲裁事件の併合をする場合においては、併合する事件の審理を担当している仲裁廷が併合される事件の審理も併せて担当するものとする。

(参考) 英国法第35条〔手続の併合と同時弁論〕

「(1) 両当事者は自由に

(a) 当該仲裁手続を別の仲裁手続と併合すること、あるいは

(b) 同時に弁論(聴聞)手続を行うこと

を合意でき、そのための条件についても合意することができる。

(2) 両当事者が仲裁廷に手続や弁論の併合を行う権限を授与することに合意しない限り、当該仲裁廷はこれらを命ずる権限をもたない。」

(参考) 社団法人国際商事仲裁協会商事仲裁規則第40条〔手続参加〕

「1 仲裁手続の当事者となっていない者であっても、その者および仲裁手続の当事者全員の同意があるときは、申立人として仲裁手続に参加し、またはこの者を被申立人として仲裁手続に参加させることができる。

2 前項の手続参加が仲裁裁判所の成立以前である場合には、仲裁人の選定は第26条の規定により行い、仲裁裁判所の成立以後である場合には、その構成に影響を及ぼさない。

3 仲裁裁判所は、第1項の同意がある場合であっても、手続参加が仲裁手続を遅延

させると認めるときその他相当の理由があるときは、手続参加を許さないことができる。

- 4 手続参加の申立てについては第12条の規定を準用する。ただし、手続参加が許されなかった場合には同条第4項の管理料金は返還するものとする。

同規則第12条〔仲裁申立て〕は、仲裁申立ての書面要件、申立料の納付等について定める規定である。

同規則第41条〔同一手続による複数の仲裁申立ての審理〕

- 「1 協会または仲裁裁判所は、複数の仲裁申立てであって、その請求の趣旨が相互に関連するものについて、必要があると認めるときは、各仲裁申立ての当事者全員の書面による同意を得て、これを同一の手続によって審理することができる。ただし、複数の仲裁申立てが同一の仲裁合意に基づくものであるときは、当事者の合意を必要としない。
- 2 前項の規定により、複数の仲裁申立てが同一の手続によるものとされた場合には、仲裁人の選定については、前条第2項の規定を準用する。

同規則第26条〔仲裁人の選定 第三者による手続参加の場合〕

- 「1 第三者が、仲裁裁判所の成立以前に、第40条の規定によって仲裁手続に参加し、または参加させられた場合には、申立人、被申立人および第三者の合意によって、単数または複数の仲裁人を選定する。
- 2 第三者が仲裁手続に参加した日から3週間を経過する日までに、前項の合意によって定められた数の仲裁人の選定が行われない場合は、協会は未だ選定されていない数の仲裁人を選定する。
- 3 前項に定める日までに仲裁人の数が合意されない場合は、協会はその定める数の仲裁人を選定する。」

〔3〕仲裁人等の守秘義務について

仲裁人及び仲裁人であった者の守秘義務について、どのように考えるか。
例えば、仲裁人及び仲裁人であった者は、仲裁手続の遂行上取り扱ったことについて知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならないものとするかどうか。

〔4〕消費者保護に関する特則について

1（消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について）

消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について、消費者保護の観点からどのように考えるか。

（A案）消費者と事業者との間の仲裁契約については、消費者契約法第4

条及び第10条等の規律に委ねることとし、特段の規定を設けない。

(B案) 消費者と事業者との間の仲裁契約の効力について、何らかの規定を設ける。

(B-1案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものは無効とし、ただし、消費者のみが無効を主張できるものとする。

(B-2案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、将来の争いに関するものについては、消費者に対し、本案の答弁まで一方的解除権を認めるものとする。併せて、消費者に対する仲裁に関する説明義務を仲裁廷に課するものとする(なお、事業者の義務については、2(消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について)参照)。

(B-3案) 消費者と事業者との間の仲裁契約のうち、一定の内容のものに限って効力を制限する旨の規定を設けるものとする。

2(消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について)

消費者と事業者との間の仲裁契約の方式等について、消費者保護の観点からどのように考えるか。

(A案) 消費者と事業者との間の仲裁契約は、主たる契約の契約書とは別個の独立した書面でしなければならないものとする。

(B案) 消費者と事業者との間の仲裁契約は、消費者が自署した書面に記載されていなければならないものとする。

(C案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、事業者において、次に定める事項等について記載した書面を交付しなければならないものとし、また、記載の方法(用いる字の大きさ等)についても定めるものとする。

(例) 仲裁の意味(訴権放棄となること)

仲裁契約の一方的解除に関する事項

仲裁機関又は仲裁廷の名称及び住所(定めがある場合)

仲裁手続規則の概要(定めがある場合)

(仲裁手続に要する費用の額)

(D 案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、仲裁廷において、消費者に対し、審理に先立ち、(C 案) 記載の書面に準じた書面を送付しなければならないものとする。

(E 案) 消費者と事業者との間の仲裁契約については、その方式に関し、特段の規定を設けないものとする。

3 (書面による通知の方法について)

書面による通知について、消費者保護の観点から何らかの規定を設けるべきか。設けるとした場合、次のような考え方はどうか。

消費者と事業者との間の仲裁契約において、当事者が、消費者の住所等が不明であるとき等に簡易な方法で通知できる旨の合意をした場合、そのような合意は無効とするとともに、新仲裁法においてモデル法第 3 条第 1 項に準ずる規定を設けるものとした場合 (前記第 1 編第 1 [2]), この規定は消費者と事業者の間の仲裁には適用しないこととし、消費者を当事者とする仲裁において消費者の住所等が不明である場合には、裁判所の公示送達手続を利用することができるものとする。

4 (国際的な要素を含む消費者仲裁について)

例えば、日本の消費者が外国の事業者と仲裁契約を締結した場合について、日本の消費者保護のためにどのように考えるか。

(A 案) 仲裁契約が日本に密接に関連する場合には、当事者の合意の有無にかかわらず、仲裁契約の成立及び効力の問題につき日本法が適用になる旨の規定を設けるものとする。

(B 案) 仲裁契約の成立及び効力の問題については、新仲裁法及び消費者契約法の中の消費者と事業者との間の契約に関する規定が公序の内容となり、法例第 3 3 条により外国法の適用が排除され、新仲裁法及び消費者契約法の規定が適用される結果となるとみて、特段の規定を設けない。

[5] 仲裁費用及び仲裁人の報酬について

仲裁費用及び仲裁人の報酬について、次のとおりとすることはどうか。

1 (仲裁費用の取扱いについて)

- (1) 当事者間に別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、仲裁に関して当事者が支出し、負担等した費用のうち、仲裁手続上必要な仲裁費用として該当するものの範囲を定めるものとする。
- (2) 当事者間に別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、当事者が合意により定めた仲裁費用又は(1)により仲裁廷が定めた仲裁費用について、各当事者が負担する額を定めるものとする。
- (3) (1)及び(2)の定めは、終局判断又は仲裁手続の終了決定において、職権で行うものとする。

2 (仲裁人の報酬について)

- (1) 当事者間に別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、相当な額の仲裁人の報酬を定めることができるものとする。
- (2) 当事者間に別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、(1)の報酬を仲裁費用に含めることができるものとする。

3 (費用の予納について)

- (1) 当事者間に別段の合意のある場合を除き、仲裁廷は、当事者に対し、仲裁費用の概算額の予納を命ずることができるものとする。
- (2) 仲裁廷が期限を定めて費用の概算額の予納を命じた場合において、命じられた当事者が期限内にこれを予納しなかったときは、仲裁廷は、他の当事者に対し、期限を定めて予納すべき額を代わって支払う機会を与えるものとする。
- (3) 他の当事者が定められた期限内に予納すべき額を支払わなかったときは、仲裁廷は、仲裁手続を中止し、又は終了することができるものとする。

(参考) ドイツ法第1057条〔費用の裁判〕

- 「(1) 当事者が異なる合意をしている場合を除き、仲裁裁判所は、仲裁判断において、当事者に生じた費用であって、権利の追行上必要な費用を含む仲裁手続の費用を、当事者がいかなる範囲で負担すべきかについて裁判しなければならない。この場合に、仲裁裁判所は、個々の事件の諸情況、特に手続の結果を斟酌して裁量により裁判する。
- (2) 仲裁手続の費用が確定している限り、仲裁裁判所は、当事者がいかなる額を負担しなければならないかについても裁判しなければならない。費用の確定がなされず又はこれが仲裁手続の終了後に初めて可能であるときは、これについては別途の仲

裁判断において裁判をする。」

〔 6 〕 仲裁手続に関する罰則規定について

仲裁人に係る賄賂の罪について，国外犯処罰規定を設ける方向で検討することはどうか。

〔 7 〕 その他

その他検討すべき事項があるか。